

今月の



隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】

英 Services and Supports for Persons with Disabilities Act

【用語の解説】

日本の障害者施策は戦後「日本国憲法」に国民の福祉が位置づけられ「児童福祉法」「身体障害者福祉法」等の多くの法が整備されたが、当時は更生、保護が目的の内容であった。

1950～60年代には欧米からの「ノーマライゼーション」の理念が伝わり、障害者も健常者と同じような暮らしを営むことを目指す考え方が広まった。その後1997年の社会福祉基礎構造改革によって行政が利用サービスを決める「措置制度」から利用者がサービスを選択し決定する「契約制度」に考え方が変わり、2003年には障害者がサービスを選び契約し利用する「支援費制度」に移行した。その結果、障害福祉サービス利用者の増加、財源の確保、障害の種別・地域によるサービスの格差等が問題となり、これらの解消のために2005年に障害者自立支援法が制定された。しかし障害者自立支援法も「明確な法の理念がない」「サービス利用決定の基準が実情に合わない」「利用者の費用負担が大きい」等の課題を抱えた。そこで障害者自立支援法を見直し2013年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が制定された。障害者総合支援法では法の目的を「障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援……」とし、障害児者をひとりの人間として尊重し社会で生活を送るための支援をすることを明確にした。また、障害者の範囲を広げ、難病疾患の患者も障害福祉サービスを利用できることとした。更にサービス利用決定の基準を決める指標として、従来の「障害程度区分」から障害者が社会で暮らすために必要とする支援の内容、量に視点をおいた「障害支援区分」に変更した。

このように障害者を取り巻く法・制度が大きく変わり、関係者はその対応に追われてきたが、障害者総合支援法施行後2年が経過し、障害児者がその人らしく暮らすために私たちができること、必要な支援内容・方法、これまで提供してきた支援などについて評価・検討を深めることが重要であると思われる。

(国立病院機構東埼玉病院 療育指導室長 吉田 誠)

本誌340pに記載